

第 8 回 江田島市教育委員会（定例会）会議録

平成 22 年 8 月 23 日（月）午前 9 時 30 分

江田島市教育委員会会議室に招集した。

— 開会 午前 9 時 30 分 —

出席委員

委員 長	大石 君枝
教 育 長	万治 功
委員長職務代理者	木葉 登喜夫
委 員	山口 由美子
委 員	平上 博文

事務局の出席	重川 忠道
学校教育課長	御堂岡 健
学校給食共同	
調理場総括場長	浜家 高栄
生涯学習課長	宇根 英治
図書館長	横手 乃文

今回の署名

委員 長	大石 君枝
委 員	木葉 登喜夫

今回の書記

主任主査兼係長	土手 千恵美
---------	--------

議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 教育長報告                                       |
| 日程第 2 | 会議録署名委員の指名                                  |
| 日程第 3 | 議案第 18 号 江田島市公民館管理運営規則の一部を<br>改正する規則案について   |
| 日程第 4 | 議案第 19 号 江田島市教育集会所管理運営規則の一<br>部を改正する規則案について |
| 日程第 5 | 議案第 20 号 江田島市体育施設管理規則の一部を改<br>正する規則案について    |

日程第 6 議案第 2 1 号 江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について

日程第 7 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度使用小学校用教科用図書の採択について

重川 開会に先立ち互礼を行います。ご起立をお願いします。「礼」後着席をお願いします。  
次 長

大石 みなさん、おはようございます。ただ今の出席委員は 5 名でございます。委員長  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。  
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回したいと思いま  
すが、いかがいたしましょうか。

( な し )

では、議案第 22 号については、9 月 1 日公開の案件ですから、審議は、  
非公開が適当ではないかと思っておりますので非公開といたします。よろしい  
でしょうか。

全 員 異議なし

大石 全員賛成と認めます。  
委員長 したがって、本日の議題は、議案第 22 号「平成 23 年度使用小学用  
教科用図書の採択について」を公開しないで審議することといたします。  
それでは、**日程第 1**「教育長報告」を行います。  
教育長から、報告事項がありますので、これを許します。万治教育長。

万治 おはようございます。  
教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。2 枚目をお開きください。  
(省略)

大石 ありがとうございます。以上で教育長の報告を終わります。  
委員長 ただいまの報告についての質問等は日程終了後、その他でお願いしま  
す。**日程第 2**、会議録署名委員は、会議規則第 1 7 条の規定によりあら  
かじめ署名委員の順番を決めていますので、委員長において木葉委員さ  
んを指名いたしますよろしく申し上げます。

続いて、**日程第 3**議案第 1 8 号「江田島市公民館管理運営規則の一部を  
改正する規則案について」を議題といたします。  
提出者からの提案理由の説明を求めます。

万 治 教育長 それでは失礼いたします。議案第 18 号江田島市公民館管理運営規則の一部を改正する規則案についてで、ございます。平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用料減免基準の見直しをすることに伴い、現行の規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては教育次長をして説明させます。

重 川 次 長 ただいま議題となっております議案第 18 号でございますが、内容につきましては、先ほどの教育長の説明のとおりでございます。提案理由にありましたとおり平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用料減免基準の見直しに伴い、本則第 4 条関係の利用申請書（様式第 1 号）を全部改正するものです。主な改正点は、表中「利用する人」、「部屋」の項目を加え、使用上の注意事項について使用料の支払い、キャンセル、使用料の返還手続き、冷暖房の利用、を①から⑤までの規定を加えたことです。参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。新旧対照表につきましては、2 つを比較するのでどうしてもこのように表が小さく大変読みづらいと思われそうですが、ご了承の程よろしく申し上げます。

なお、附則としてこの規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大 石 委員長 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
( な し )

それでは本件の審議を終わります。  
採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

大 石 委員長 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、**日程第 4**、議案第 19 号「江田島市教育集会所管理運営規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万 治 教育長 平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用料減免基準の見直しをすることに伴い、現行の規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項の規定により、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては、教育

次長をして説明させます。

重川  
次長

ただいま議題となっております議案第19号「江田島市教育集会所管理運営規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明いたします。提案理由にありましており平成22年10月1日から公共施設の使用料減免基準の見直しに伴い、本則第2条第1項の利用許可申請書（様式第1号）及び同条第2項の利用許可書（様式第2号）を全部改正するものです。主な改正点は、様式第1号表中「利用設備名」の欄中に冷暖房の使用期間等の項目を加え、「参加対象」の欄中に参加者の区分の項目を加え、「使用料」の欄中に通夜及び葬儀等の項目を加えたことです。様式第2号表中「利用日時」の欄中に利用期間の項目を加え、「利用目的」の欄中に利用予定者の区分の項目を加え、「利用室名」の欄中に冷暖房の使用の有無の項目を加えたことです。参考資料といたしまして新旧対照表を、添付しております。この表も小さく読みづらいと思われませんが、ご了承の程よろしく申し上げます。

なお、附則としてこの規則は、平成22年10月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大石  
委員長  
平上  
委員  
重川  
次長

ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。

教育集会所とは、どちらのことでしょうか。

はい、大柿町大原の融光会館と、同じく柿浦にあります楠田会館です。どちらも教育委員会所管の、生涯学習施設となっております。

その他、質問又はご意見はございませんか。

( な し )

大石  
委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員

異議なし

大石  
委員長

全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、**日程第5**、議案第20号「江田島市体育施設管理運営規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

万 治 平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用料減免基準の見直しをすること  
教育長 に伴い、現行の規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に  
対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項の  
規定により、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては教育次  
長をして説明させます。

重 川 ただいま議題となっております議案第 20 号「江田島市体育施設管理運  
次 長 営規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明いたしま  
す。提案理由にありましたとおり平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用  
料減免基準の見直しに伴い、本則第 2 条第 1 項の利用申請書（様式第 1  
号）及び第 3 条の利用許可書（様式第 2 号）を全部改正するものです。  
主な改正点は、様式第 1 号及び様式第 2 号の表中「冷暖房利用時間」の欄  
中に冷暖房の使用期間及び使用料の納付回数の項目を加え、利用上の注意  
事項に市行事の開催時の使用料の返還，キャンセル，使用簿を提出しない  
団体，照明料の計算についての項目を加えたことです。  
参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

なお、附則としてこの規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行するもので  
す。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大 石 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
委員長

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

大 石 全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。  
委員

続いて、**日程第 6**，議案第 21 号「江田島市スポーツセンター管理運営  
規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。提出者から  
の提案理由の説明を求めます。

万 治 平成 22 年 10 月 1 日から公共施設の使用料減免基準の見直しをすること  
教育長 に伴い、現行の規則の一部を改正する必要があるので、江田島市教育長に  
対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 項の  
規定により、委員会の議決を求めるものです。内容につきましては教育次  
長をして説明させます。

重川次長 ただいま議題となっております議案第21号「江田島市スポーツセンター管理運営規則の一部を改正する規則案について」の内容についてご説明いたします。

提案理由にありましており平成22年10月1日から公共施設の使用料減免基準の見直しに伴い、本則第4条第1項の利用申請書（様式第1号）及び第5条第1項の利用許可書（様式第3号）を全部改正するものです。

主な改正点は、様式第1号及び様式第3号の表中「利用区分」の欄中に照明の使用区分及び申請月数を3種類の項目を加え、様式第3号（第5条関係）利用許可書に利用許可事項についての項目を加えたことです。参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

なお、附則としてこの規則は、平成22年10月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

大石委員長 ただいまの説明に対して、ご質問又はご意見はございませんか。  
（ な し ）

それでは本件の審議を終わります。

採決に移ります。原案に対するご異議はありませんか。

全 員 異議なし

全員異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

大石委員長 それでは、**日程第7**、議案第22号「平成23年度使用小学校用教科用図書

の採択について」につきましては、非公開といたします。

以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

これよりその他に入ります。何かありませんか。

重川次長 資料1につきましては、平成22年10月1日から公共施設の使用料減免基準の見直しの実施をするため、生涯学習課が利用についての管理をしている市長部局の利用申請及び利用許可書の規則改正されたものです

資料2につきましては、前回第7回の教育委員会議後の各小中学校の学校便りを添付しておりますので、お読みください。

資料3のマリンライフにつきましては、大柿自然環境体験学習交流館の愛称が「さとうみ科学館」に決定いたしまして、さとうみ科学館ニュースレターとなりました、愛称の選定方法および、決定経過等を記載しております。

大石 委員長 ご意見又は質問はありませんか。(質疑応答)

重川 次長

失礼します。9月教育委員会議の日程でございますが、第3月曜日20日が敬老の日で祝日となっておりますので、次の日21日(火)に開催したいと思っておりますがいかがでしょうか。

大石 委員長

みなさん9月の定例会の日程については、事務局からの提案どおりでよろしいでしょうか

全 員

異議なし

大石 委員長

それでは、9月の定例会は21日の火曜日ということで、みなさんよろしく申し上げます。以上で会議は終了です。お疲れさまでした。

全 員

お疲れさまでした。

— 閉会 午前11時30分 —

平成22年8月23日

会議録署名 教育委員長

教育委員

会議録作成者 総務係

